

り災ごみの処分方法について

市内の住宅が火災、風水害などでり災した場合には、その建物から排出されるごみを対象に、下記により市が無料で収集運搬・処分します。廃棄物対策課（Tel046-822-8469）にご相談ください。

なお、期間は原則として災害が発生した日から6か月以内に限りします。

※一般住宅以外の店舗、事業所、工場等の事業活動に供される建物から排出されるごみは、対象外です。

店舗併用住宅は住宅部分のみ、賃貸アパートは居住者の方の家財等のごみだけが対象となります。

1 市が処分できるごみ

(1) 燃せるごみ（無色透明か白色半透明の袋に入れてください）

例：廃木材、衣料品、紙類、ゴム類、プラスチック類、畳（4等分したものに限る）等
「ペットボトル」、「プラスチック資源」も燃せるごみになります。

【注意】 廃木材の形状について

太さ 10 cm 以下のものは長さ 1 m 以下 …… 処分可能

太さ 10 cm 超 20 cm 以下のものは長さ 50 cm 以下 …… 処分可能

太さが 20 cm を超えるもの …… 処分不可（民間の処理業者をご利用ください）

(2) 不燃ごみ（無色透明の袋に入れてください）

例：ガラス類、陶磁器類、缶・びん、50cm 未満の電化製品 等

(3) 粗大ごみ・破砕できないごみ

例：50cm 以上の家庭用電気製品、家具類（タンス、椅子、机等）、布団、
じゅうたん、充電式電池内蔵製品 等

※分別方法は、「ごみと資源物の分け方・出し方」を参考にしてください

2 市では処分できないごみ

市処理施設の処理能力や法令等により、次に掲げるごみについては、市では処分できません。

民間の処理業者（※）にお問い合わせの上、収集運搬及び処分をご依頼ください（有料となります）。

タイヤ、バッテリー、自動車オイル、石油・廃油類、断熱材、原動機付自転車、オートバイや自動車の部品、消火器、ピアノ、大型耐火金庫、大型電気温水器、瓦、ブロック、コンクリート、モルタル、石膏ボード、陶器製の便器、鉄筋、オイルヒーター 等

※横須賀市内の許可業者一覧については、市のホームページに掲載しております。



	申請について	処分について
市による収集運搬を希望される場合	[必要書類] ・「り災（届出）証明書」又は「り災事実現認書」（<u>両書類ともコピー可</u>）※1 ・一般廃棄物臨時収集・運搬申請書 ※2 ・廃棄物処理手数料減免申請書 ※2 [申請先] ・久里浜収集事務所又は廃棄物対策課 [その他] ・事前に、現地で打ち合せをさせていただきます。また、収集時にも立ち会いが必要となります。	[留意事項] ・ごみの種類ごとに分別し、ごみ収集車が横付けできる場所まで運び出してください。※3 ・「燃せるごみ」は無色透明か白色半透明の袋、「不燃ごみ」は原則として無色透明の袋に入れて、10 kg程度以下の重さにしてください。 ・廃木材は指定の長さに切って、崩れないように束ねてください。 ・建物等の解体、ごみ分別、建物や敷地内からの運び出しは、ご自身等をお願いいたします。
ご自身等で市の処理施設へ持ち込まれる場合	[必要書類] ・「り災（届出）証明書」または「り災事実現認書」（<u>両書類ともコピー可</u>）※1 [申請先] 必ず事前に横須賀ごみ処理施設（エコミル）に連絡してください。	[持込場所] 横須賀ごみ処理施設（エコミル）※4 長坂 5-1-5 Tel 046-854-4153 [留意事項] ・持ち込める期間は、原則として初回の搬入から7日間以内（土曜日・日曜日を含む）となります。 ・トラック等で「あおり」がある場合は、ごみの投入時に外れないようにしてください。 【ご自身ではなく解体業者等が持ち込む場合は、必ず事前に廃棄物対策課へ連絡してください。】

- ※1 「り災（届出）証明書」、「り災事実現認書」は各消防署、風水害の「り災（届出）証明書」は危機管理課で発行します。
- ※2 申請窓口（久里浜収集事務所又は廃棄物対策課）にて、ご記入をお願いしています。
- ※3 原則として、2t車のごみ収集車が横付けできる場所まで運び出してください。
- ※4 月曜日～金曜日（祝日も可）の8時30分～16時に持ち込んでください。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）の持ち込みはできません。

●問い合わせ先

廃棄物対策課 横須賀市小川町 11 横須賀市役所分館 5 階 Tel 046-822-8469 	久里浜収集事務所 横須賀市神明町 2187 Tel 046-836-4828 	横須賀ごみ処理施設（エコミル） 横須賀市長坂 5-1-5 Tel 046-854-4153 
---	---	--